

学校法人東京神学大学役員及び評議員に対する報酬等の支給基準

2020年 3月30日定期理事会承認

2024年 5月27日定期理事会承認

2025年 3月24日定期理事会承認

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人東京神学大学寄附行為の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員及び評議員の報酬とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員等の報酬には、別に定める給与規則等の職員給与規程に基づくものを含まない。
- (3) 費用とは、役員または評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対する報酬は、次の各号に定められたものを除き、無報酬とする。

- (1) 理事会等、本学が出席を求める会議（オンライン会議を含む）に出席する場合、1日につき2,000円の日当を支給する。
- (2) 理事長が退任する場合、理事会の決議により100万円を基準とした感謝金を支給する。
- (3) 学長が退任する場合、理事会の決議により50万円を基準とした感謝金を支給する。
- (4) 財務理事の任を2期以上負った常務理事が退任する場合、理事会の決議により50万円を基準とした感謝金を支給することができる。

(費 用)

第4条 役員及び評議員には別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 第3条第1号規定の報酬等は、理事会への出席など、業務にあたった都度支給する。

- 2 第3条第2号から第4号規定の報酬等は、理事会の決議があった時より2か月以

内に支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 報酬等の支給にあたり、費用との合算で1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額が500円未満であるときはこれを切り捨て、その端数金額が500円以上であるときはこれを1,000円に切り上げることができるものとする。

(公表)

第7条 本法人は、この規程をもって、私立学校法に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

1 この規程は、2020年(令和2年)4月1日より施行する。

2 この規程の施行に伴い、学校法人東京神学大学役員報酬に関する規則、学校法人東京神学大学役員退職金支給に関する規則、学校法人東京神学大学役員退任に伴う感謝金に関する規則を廃止する。

3 この規程は、2025年(令和7年)4月1日より施行する。

4 この規程は、2025年(令和7年)3月24日に第1条、第2条及び第7条を改正し、2025年4月1日より施行する。